同意説明文書（見本）

提出時には、**赤字**を削除してください。また、不要な**青字**部分も削除してください。

**患者さんへ**

**○○○○○○○○に関する研究の説明**

（介入研究）

【生命・医学系指針第８-５説明事項：①研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨】

|  |
| --- |
| これは臨床研究への参加についての説明文書です。本臨床研究についてわかりやすく説明しますので、内容を十分ご理解されたうえで、参加するかどうか患者さんご自身の意思でお決め下さい。また、ご不明な点などがございましたら遠慮なくご質問下さい。 |

【生命・医学系指針第８-５説明事項：②研究機関の名称及び研究責任者の氏名（多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。）】

研究責任（代表）医師

群馬大学医学部附属病院○○○科○○○○

研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者（研究代表者）いる場合

群馬大学医学部附属病院○○○科○○○○

作成年月日　　２０○○年○月○日　版数：第○版

目　次

[１．この臨床研究は患者さんの治療のためではなく、新たな治療方針の確立のために行われます。 3](#_Toc193292193)

[２．この研究の目的および意義 3](#_Toc193292194)

[３．この研究の方法 3](#_Toc193292195)

[４．この研究への参加予定期間 6](#_Toc193292196)

[５．研究に参加する予定の研究対象者数 6](#_Toc193292197)

[６．予想される臨床上の利益（効果）および不利益（副作用など）について 7](#_Toc193292198)

[７．他の治療法について 8](#_Toc193292199)

[８．この研究に関連した健康被害が発生した場合に患者さんが受けることができる治療について 8](#_Toc193292200)

[９．自由意思による参加について 9](#_Toc193292201)

[１０．同意撤回の自由について 9](#_Toc193292202)

[１１．研究への参加継続の意思に影響を与えるような情報が得られた場合は速やかに研究対象者に知らされること 9](#_Toc193292203)

[１２．この研究への参加を中止していただく場合の条件について 9](#_Toc193292204)

[１３．参加した患者さんのプライバシー保護について 10](#_Toc193292205)

[１４．研究に関する情報公開の方法 11](#_Toc193292206)

[１５．患者さんに費用負担がある場合はその内容 11](#_Toc193292207)

[１６．患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容 12](#_Toc193292208)

[１７．この研究にかかる費用の拠出元 12](#_Toc193292209)

[１８．試料・情報の保管及び廃棄の方法 12](#_Toc193292210)

[１９．研究により得られた結果等の取扱い 13](#_Toc193292211)

[２０．データの二次利用について 15](#_Toc193292212)

[２１．知的財産について 15](#_Toc193292213)

[２２．研究に参加するにあたって、患者さんに守っていただきたいこと 15](#_Toc193292214)

[２３．利益相反 16](#_Toc193292215)

[２４．研究終了後の対応について 17](#_Toc193292216)

[２５．責任医師または分担医師等の氏名、職名および連絡先 17](#_Toc193292217)

[２６．患者さんの権利に関する情報についてお聞きになりたい場合や健康被害が生じたときの相談窓口 19](#_Toc193292218)

この同意説明文書は、介入研究におけるイメージです。

略語や難しい医学用語を用いる場合には、患者に分かりやすい表現で、説明を書き加えて下さい。

# １．この臨床研究は患者さんの治療のためではなく、新たな治療方針の確立のために行われます。

あなたは現在○○○という病気にかかっており、通常は○○○、○○○などの治療を受けることになります。○○○○年、あなたと同じ病気の患者さんに対して、○○で○○○○という治療が試みられ、従来の治療法よりも有効である可能性が報告されています。これらの成果をふまえ、今回新しい治療方法を開発し、この治療法と以前から行われている治療法のどちらがすぐれているかを比べる研究を行うことに致しました。この病院では、このような研究を行う場合には臨床研究審査委員会を設置し、その研究内容について医学的な面だけでなく、患者さんの人権、安全および福祉に対する配慮も十分検討し、問題がないと考えられた研究だけ、病院長の許可を得て行うこととしております。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：①研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨】

# ２．この研究の目的および意義

この研究は○○○の治療に対する新しい治療法と従来の治療法の有効性と安全性を比較することを目的としています。これまでに○○○○のような研究結果が得られており、これまでの治療よりもすぐれた効果が得られる可能性があります。また、新しい治療法が従来の治療法に比べて効果や安全性の面ですぐれていることが明らかになることにより、あなたと同じ病気にかかっている多数の患者さんがよりよい治療を受けることができるようになります。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：③研究の目的及び意義】

# ３．この研究の方法

(1)研究対象者

今回研究に参加していただくのは○○○という病気にかかっている○○歳から○○歳までの患者さんで、従来の治療法で十分な治療効果が得られなかった患者さんです。

（例1）

この研究に参加いただける患者さんの条件を次に示します。

① 年齢が満○○歳以上の方

② パフォーマンスステータス（Performance Status：PS）が０～２の方

③ 全身状態が良好で心臓、腎臓、肝臓などの機能が保たれている方

④ 本研究で予定されている検査・観察スケジュール通りの治療を受けていただける方

⑤ ○○がんと診断されている方

⑥ 他の臓器へのがんの転移がない方

 また，次に当てはまる場合には，この研究に参加いただけません。

① 重篤な薬剤過敏症の既往のある方

② 感覚器系の末梢神経症状のある方

③ 感染症にかかっている方

④ コントロール不良な高血圧を有する方

⑤ 薬物コントロール不良な糖尿病を合併している方

⑥ 臨床上問題となる心疾患を有する方

⑦ 重度の肺疾患を有する方

(2)研究に使用する薬剤

研究に参加していただく患者さんには○○○○又は□□□□という薬剤を服用していただきます。○○○は○○色の錠剤で、有効成分として○○○○が○○mg含まれています。□□□□は□□色の錠剤で、有効成分として□□□□が□mg含まれています。本研究に参加される患者さんにはこの薬のいずれかを１回○錠、１日○回、○日間服用していただきます。

（例１）二重盲検試験の場合

あなたがどちらの薬を服用するかは、あなたにも診察する医師にもわからないようになっています。これを二重盲検法といいます。その理由は、どちらの薬を飲むのかを知っていると、薬の効果などを公平に判断できなくなるからです。なお、どちらの薬を服用するのかの確率は同じ５０％ずつです。

（例２）二重盲検試験の場合

あなたがどちらの薬を服用するかは、あなたにも診察する医師にもわからないようになっています。これを二重盲検法といいます。その理由は、どちらの薬を飲むのかを知っていると、薬の効果などを公平に判断できなくなるからです。なお、どちらの薬を服用するのかの確率は、○○○○は６０％、□□□□は４０％です。

（例３）オープン試験の場合

あなたがどちらの薬を服用するかは、あなたも診察する医師も選べないようになっており、どちらの薬を服用する確率も等しくなっています。

（例４）プラセボ錠を用いる場合

プラセボ錠（偽薬（ぎやく））は○○錠と同じ形状のカプセルに充てんされていますが、有効な成分を含んでいません。プラセボは、○○錠の効果と安全性の評価において、あなたや担当医師の先入観が影響しないようにするために用います。

（例５）

○○□□症の病変部位の細胞では、細胞の増殖を促進するタンパク質である「▲▲キナーゼ」の活性が高いことが知られていますが、その他の大部分の組織では発現が低いか検出されません。このため「▲▲キナーゼ」の活性を阻害する薬剤はこれらの細胞に対して選択的効果を示し、その他の臓器には比較的影響が少ないと考えられています。〇〇〇〇は経口投与（口からの服用）可能な「▲▲キナーゼ」選択的阻害薬であり、治療効果を維持したまま、薬剤関連の有害事象が減少することが期待されています。

(3)検査項目

（例1）

治療の安全性と有効性を判定するために、「自覚症状」、「他覚症状」、血液や尿を調べる「臨床検査」を行います。調べる内容とスケジュールは以下の通りです。臨床検査にあたって、○mL程度の採血を行います。なお、異常値が見られた場合はさらに検査を行うことがあります。

 「自覚症状」　試験開始前、その後○週間毎、試験終了時

 ○○○、○○○、．．．．．．．．．

 「他覚症状」　試験開始前、その後○週間毎、試験終了時

 ○○○、○○○、．．．．．．．

 「臨床検査」試験開始前、その後○週間毎、試験終了時

 血液検査：赤血球数、ヘモグロビン量、．．．

 肝機能検査：AST, ALT, ．．．

 腎機能検査：BUN, 血清クレアチニン、．．．．．

 尿所見：蛋白、糖、．．．．

検査スケジュール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 試験開始前 | 試験薬投与○週目 | 試験薬投与○週目 | 試験薬投与○週目 | 試験薬投与終了日 |
| 自覚症状 | ● |  | ● |  | ● |
| 他覚症状 | ● |  | ● |  | ● |
| 血液検査 | ● | ● | ● | ● | ● |
| ○○検査 | ● | ● | ● | ● | ● |
| ○○検査 | ● |  | ● |  | ● |
| ○○所見 | ● |  | ● |  | ● |

（例２）

試験薬の治療効果や副作用がないかどうかを確認するために、試験薬を飲み始める前、3日後、7日後、・・・飲み終わって1週間後まで、定期的に、血液検査、尿検査、X線検査（レントゲン検査）などを受けていただきます。

　例）本研究のスケジュール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 飲み始める前(2日以内) | 3日後(2～4日後) | 7日後(5～8日後) | 飲み終わった日(終了前日～2日後) | 飲み終わって1週間後(終了7～14日後) |
| 背景情報＊1 |  |  |  |  |  |
| 併用薬＊2 |  |  |  |  |  |
| 診察＊3 | ● | ● | ○ | ● | ● |
| 胸のX線撮影 | ● | ● | ○ | ● | ● |
| 痰の検査＊4 | ● | ● | ○ | ● | ● |
| 採血 | 血液検査＊5 | ● | ● | ○ | ● | ● |
| 細菌検査 | ● |  |  | ○ |  |
| 尿検査＊6 | ● | ● | ○ | ● | ● |

●：必ず行います　　○：必要に応じて行います

\*1：性別、年齢、病気の経過、昔かかった病気と治療、現在治療している病気と治療、アレルギー歴、副作用歴などを調べます。

\*2：研究中に使用した薬を調べます。

\*3：自覚症状の有無、血圧および脈拍を測定します。

\*4：細菌を調べます。

\*5：1回の採血量は、7ｍLです。白血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板、AST、ALT、尿素窒素、クレアチニン、血糖を調べます。

\*6：糖、蛋白、潜血、細菌を調べます。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑤研究対象者として選定された理由】

# ４．この研究への参加予定期間

この研究は20○○年○○月から20○○年○○月にかけて行いますが、あなたに研究に参加していただく期間は○○日間です。

（例1）

この研究に参加された場合の予定参加期間は、前観察期間○週間、試験薬投与期間○週間、後観察期間○週間の計○週間となります。

研究全体の予定期間は、20○○年○月から20○○年○月です。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

# ５．研究に参加する予定の研究対象者数

この研究には、あなたと同じ様な病気の○○人の患者さんに参加していただく予定です。

（例1）

この研究は○名の方に参加をお願いする予定です。

この研究は全国約○施設で、約○名、群馬大学では○名の方に参加をお願いする予定です。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

# ６．予想される臨床上の利益（効果）および不利益（副作用など）について

患者に対する直接的な利益および不利益について記載して下さい。

【予想される利益（効果）】

（例1）

この研究に参加いただくことにより得られる直接的な利益はありません。この研究に同意いただけなくても、これまで通り治療を受けられます。

（例２）

あなたがこの研究に参加された場合に受ける治療法は、国内外でその有効性

が報告されています。そのため、標準的な治療法と同じかそれ以上の効果が

期待できると考えています。

【予想される不利益（副作用など）】

副作用の名称には、ルビや脚注をつけるなど、一般の方にも分かるように記載して下さい。（例1）では、研究計画書に記載した「予測される有害事象」と内容を一致させて下さい。

（例１）

この研究で用いる○○○や□□□には、さまざまな有益な作用がありますが、反面、好ましくない作用（副作用）が認められる場合もあります。これまでに報告されている副作用には、以下のようなものがあります。

１）○○○

主な副作用：○○（○%）、□□（□%）、△△（△%）、・・・・・

重大な副作用：○○、□□、・・・（頻度不明）

２）□□□

主な副作用：○○（○%）、□□（□%）、△△（△%）、・・・・・

重大な副作用：○○、□□、・・・（頻度不明）

今回の研究においても、以上のような副作用やそれ以外の予期されない副作用が起こる可能性がありますが、この研究では副作用の予防、あるいは副作用が現れた時の適切な対処法についても十分配慮しています。

もし、何か異常を感じた場合には、遠慮せずに担当医師にお申し出ください。速やかに適切な処置を行います。

（例２）

この研究に参加された場合、通常診療に比べ、来院回数、病院での滞在時間、検査回数、採血回数、○○○が増える可能性があります。

（例３）

この研究では、行われた治療内容および診察・検査の結果を調査するため、個人情報を取り扱います。個人情報の取り扱いには、研究の倫理指針を遵守して細心の注意を払いますが、個人情報の漏えい、滅失、き損などの可能性をすべて否定するものではありません。万が一、個人情報の漏えい等が発生した場合には、研究を中止し、その内容等を公表致します。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑥研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益】

# ７．他の治療法について

あなたがこの研究に参加されない場合には、従来の治療が行われます。あなたの病気に対しては○○○○、○○○○、○○○○などの治療法があります。これらの治療法により○○○○○のような治療効果が期待できます。また、これらの治療法により○○○○のような副作用を生じることが報告されています。

（例１）

また、この研究に参加された場合には、研究に参加している間は、○○症に対して効果が期待されている他の薬剤（〇〇製剤、□□○○塩）による治療を受けることはできません。〇〇製剤、□□○○塩については、有効性は十分には示されていません。また、○○錠との併用に注意が必要な△△□□は、その使用が必要になった場合には、注意して使用されることになります。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑰通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項】

# ８．この研究に関連した健康被害が発生した場合に患者さんが受けることができる治療について

（例１）

この研究の期間中や終了後に何か気になる症状が現れましたら、どのようなことでも遠慮なく申し出て下さい。金銭的な補償はありませんが、通常の診療と同様に適切に対処いたします。その際の医療費はあなたが加入している健康保険が使用されますので、一部ご負担いただくことになります。

（例２）

この研究の期間中や終了後に何か気になる症状が現れましたら、どのようなことでも遠慮なく申し出て下さい。通常の診療と同様に適切に対処いたします。その際の医療費はあなたが加入している健康保険が使用されますので、一部ご負担いただくことになります。

この研究に起因したと考えられる健康被害について後遺障害が生じた場合にはその程度に応じて補償金が支払われます。

（例３）

この研究に参加している間に、あなたに副作用などの健康被害が生じた場合には、必要な治療を含めた最善の処置を行います。この研究は抗がん剤を用いる臨床研究であるため、医薬品副作用被害救済制度の対象となりません。したがって、そのお薬による健康被害の治療は、通常の診療と同様にあなたの健康保険を用いて行います。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑲侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容】

# ９．自由意思による参加について

この研究に参加するかしないかは、あなたの自由な意思で決めることができます。よくお考えの上、ご自分の意思で決めて下さい。信頼されている方にご相談することもできます。たとえ研究への参加をお断りになっても、その後の治療などに何ら不利益を受けることはなく、治療にも差し支えることはありません。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑧研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨】

１０．同意撤回の自由について

いったんこの研究に参加することに同意した後でも、いつでも自由に研究へ

の参加をとりやめることができます。その場合でも、あなたは何ら不利益を受けることなく、すぐに他の治療を受けることができます。ただし、その場合は担当医師に申し出てください。これは、あなたの健康管理に万全をはらうためです。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑦研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨（研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む）、⑧研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨】

# １１．研究への参加継続の意思に影響を与えるような情報が得られた場合は速やかに研究対象者に知らされること

この研究についてお聞きになりたいことがあれば、担当医師に遠慮なくおたずねください。研究が開始されると、新しいさまざまな情報が得られることになり、こうした情報によりあなたが研究への参加を取りやめるという判断をすることも考えられます。ですから、この研究に関する新しい重大な情報（研究の安全性など）が得られた場合には、速やかにその内容をあなたに伝え、このまま研究への参加を続けるのかどうか、もう一度あなたの自由な意思で決めていただきます。

# １２．この研究への参加を中止していただく場合の条件について

あなたがこの研究への参加のとりやめを希望された場合とは別に、研究への参加を中止していただくことがあります。以下に示した項目に該当した場合には、この研究の途中で参加を中止していただく可能性がありますのでご了承下さい。その際にはすぐに中止の理由を説明致します。

１）研究実施中にあなたに好ましくない症状などが発現し、研究を中止すべきと担当医師が判断した場合

２）研究開始後に、あなたがこの研究の対象となっている病気ではないことがわかった場合

３）研究開始後に、あなたが転院などにより来院できないことがわかった場合

４）あなたの病気が改善して、この研究による治療を続ける必要がないと担当医師が判断した場合

５）妊娠または妊娠の疑いが生じた場合

６）その他担当医師が研究続行困難と判断した場合

# １３．参加した患者さんのプライバシー保護について

この研究に参加する研究者があなたの治療内容を知る必要がある場合には、あなたの個人情報が特定できないようにして閲覧します。また、この研究が正しく行われているかどうかを確認するために、この研究の関係者（当院の職員、モニタリング担当者、監査担当者、臨床研究審査委員会委員、厚生労働省の関係者、研究事務局担当者）などが、あなたのカルテや研究の記録などを見ることがあります。このような場合でも、これらの関係者には守秘義務（記録内容を外部に漏らさないこと）が課せられています。

研究成果が学術目的のために公表されることがありますが、その場合もあなたの個人情報の秘密は厳重に守られ、第三者には絶対にわからないように配慮されます。

この同意書にあなたが自筆署名をすることによって、この研究の関係者があなたのカルテや研究の記録などを閲覧することや研究成果が公表されることにあなたの同意が得られたことになります。

他機関に試料・情報を提供する場合には、その旨を記載して下さい（例えば、研究で用いた試料・情報を試料・情報の収集・分譲を行う機関に提供する場合や、その他の研究への利用に供するデータベース等へデータ登録をする場合など）。

（例１）

この研究で得られた結果は、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）に係わる情報を切り離してから、（□□病院、この薬を開発している○○製薬会社　等）に提出いたします。そして、他の病院から集められた結果とともにまとめられ、学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報が公表されることは一切ありません。

（例２）

この研究で得られた結果は、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）に係わる情報を切り離してから、（□□病院、この薬を開発している○○製薬会社　等）に提出いたします。そして、他の病院から集められた結果とともにまとめられ、学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報が公表されることは一切ありません。また、当院と□□データセンターのやり取りの際には、あなたのお名前やイニシャル、カルテ番号、生年月日は用いずに、研究対象者登録番号を使用します。研究対象者登録番号はその後に行われる調査の際、担当医師が転勤した場合でも、研究に参加していただいたあなたの情報を適切に管理するため、大変重要な情報になります。当院と□□データセンターではこれらの情報が外部に漏れたり、研究の目的以外に使われないよう最大の努力をしています。あなたのお名前やカルテ番号と研究対象者登録番号を結びつける対応表は個人情報管理者が厳重に保管します。この研究にご参加いただける場合はこうした個人情報の取り扱いにつきましてご了承くださいますよう、お願いいたします。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑨研究に関する情報公開の方法、⑪個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）、㉑侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨】

# １４．研究に関する情報公開の方法

この研究の最終的な結果は学会や学術雑誌で公表される予定ですが、結果は研究に参加いただいた患者さんの情報をまとめた形で報告されますので、あなたのお名前などの個人情報を特定できる情報が公開されることはありません。最終的な結果が出た際には、あなたと、ご要望があればあなたのご家族に、担当医師より結果をご説明いたします。

（例１）

この研究の結果が学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）が公表されることは一切ありません。

（例２）

また、この研究は、公開データベース（○○○○）に登録をしていますので、研究の内容や進捗状況、結果等について誰でもウェブより確認することが可能です。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑨研究に関する情報公開の方法】

# １５．患者さんに費用負担がある場合はその内容

（例１）

ふりわけられた治療方法によって、お薬の負担額が変わる場合があります。例えば、○○薬を飲む群にあたった方は１ヶ月のお薬代は○○円（自己負担額は●●円）、□□薬を飲む群にあたった方は１ヶ月のお薬代は□□円（自己負担額は■■円）となります。

（例２）

この研究に参加した場合、健康保険が適用になっていない○○○○にかかる費用については病院が負担するため、あなたの負担となることはありません。研究に関連して行われる○○○○の費用、およびそのほかのあなたの病気の治療にかかる医療費のうち健康保険からの給付を除く部分は患者さんの自己負担になります。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑯研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容】

# １６．患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容

（例１）

この研究に参加していただいても謝礼はありません。

（例２）

この研究に参加していただくことで、○○○○円の謝金をお支払いします。

（例３）

この研究に参加していただくことで、○○○○円の金券（クオカード）をお支払いします。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑯研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容】

１７．この研究にかかる費用の拠出元

（例１）

研究代表者の委任経理金にて行います。

（例２）

株式会社●●との受託研究契約に基づく研究費にて行います。

（例３）

研究代表者○○を主任研究者とする厚生労働省科学研究費補助金○○医療開発研究事業「●●に関する基礎及び臨床研究」の研究費にて行います。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑬研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反、及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況】

# １８．試料・情報の保管及び廃棄の方法

この研究に参加している間、あなたの健康状態、治療内容などの個人データ及び血液などの検体は、あなたの個人情報が記載されていない匿名化したデータ（コード化したデータ）として、研究実施医療機関において厳重に保管されます。

あなたの個人データ及び検体は、研究責任医師が規制要件などに従って定められた期間保管します（通常、研究終了後から5年間）。

あなたの個人データ及び検体を廃棄する場合には、匿名化を行い、あなたの個人情報が特定できないようにして廃棄します。

（例１）

この研究により得られた血液などの検体は、○○□□大学（保管場所：　　　　、管理方法：　　　　、管理責任者：　　　　）で保管され、検査を終えた検体は、□□のために、研究終了後は△△年間保存し、保存期間が終了した後に個人を識別できる情報を取り除いた上で廃棄（廃棄方法：　　　　）いたします。また、研究のために集めた情報は、当院の研究責任医師が責任をもって□□○○病院（保管場所：　　　　、管理方法：　　　　）で保管し、研究終了後は△年間保存し、保存期間が終了した後に個人を識別できる情報を取り除いた上で廃棄（廃棄方法：　　　　）いたします。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑫試料・情報の保管及び廃棄の方法】

# １９．研究により得られた結果等の取扱い

（遺伝情報を解析する研究では、遺伝カウンセリングについて）

研究の実施により、当初は想定されていなかったことで、あなたやあなたのご家族の生命に重大な影響を与えるような遺伝子などの情報が偶然発見された場合には、あなたのご意向をお尋ねした上でお知らせすることがあります。

【生命・医学系指針第１０-２研究に係る相談実施体制等　研究責任者は、研究により得られた結果等を取り扱う場合、その結果等の特性を踏まえ、医学的又は精神的な影響等を十分考慮し、研究対象者等が当該研究に係る相談を適宜行うことができる体制を整備しなければならない。また、研究責任者は、体制を整備する中で診療を担当する医師と緊密な連携を行うことが重要であり、遺伝情報を取り扱う場合にあっては、遺伝カウンセリングを実施する者や遺伝医療の専門家との連携が確保できるよう努めなければならない。】

（例１）

研究の実施に伴い、あなたの健康やあなたの子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な情報が得られた場合には、情報が得られた旨をご連絡し、あなたと十分相談した上で情報の内容についてお知らせします。

（例２）

研究により得られた結果については、あなたの健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が、まだ十分とはいえませんので、あなたに説明することはありません。

（例３）

研究で得られた結果は、あなたの健康等にとって重要な事実となるものではないと考えられますので、あなたにお知らせすることはありません。

（例４）

研究により得られた結果があなたやあなたの血縁者の方の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、あなたへの説明に関して、説明の可否、方法および内容について、十分な説明を行った上で、あなたの意向を確認し、なお、あなたが説明を希望しない場合には、説明しません。その場合、研究により得られた結果等をあなた以外の人に対して説明することはありません。

（例５）

あなたの健康やあなたの子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な情報が得られた場合には、その情報をあなたへ開示することを検討します。診療の必要性が生じた時には、その情報に関して事前に十分な説明を行い、あなたに情報を開示します。

（例６）

生まれつき持っている遺伝子変異が判明したり、偶発的に遺伝的特徴等が発見される場合に結果開示希望の有無を確認することがあります。開示を希望される場合には遺伝カウンセリング外来受診をお勧めします。再検査やカウンセリング体制は整えられていますので担当医師にご相談下さい。研究対象者本人の同意を前提として代理人（血縁者、配偶者など）への結果開示も可能です。想定される生殖細胞系列遺伝子変異に有効な対処方法があり、開示が有益と判断される場合は、所定の手続きの上、結果開示の意向を再度確認する場合があります。

（例７）

この予定されている研究では全遺伝子の塩基配列を解析すること、および正常細胞の遺伝子解析を実施することから、生まれつき持っている遺伝子変異が見つかる可能性があり、その中には○○病やその他の腫瘍性疾患（様々な種類のがんを含みます）、および様々な病気との関連が明らかな遺伝子変異も見つかる可能性があります。その場合に、結果をお伝えするかどうかについて、あらかじめご希望をお伺いします。結果をお伝えすることも可能ですし、お伝えしないことも可能です。生まれつき持っていたと考えられる遺伝子変異結果をお伝えする場合は、遺伝カウンセリングを紹介いたします。

また、生まれつき持った遺伝子変異について結果をお聞きになりたくないとした場合であっても、見つかった遺伝子変異が命に重大な影響を与え、かつ対処法があるとされた場合は、臨床研究審査委員会の助言をもとにして、再度あなたに本当に生まれつき持った遺伝子変異の結果を知りたくないか相談させていただく可能性があります。再確認後もあなたが生まれつき持った遺伝子変異の結果を知りたくないとした場合はお伝えしません。再確認後に知りたいとなった場合は遺伝カウンセリングを紹介いたします。

さらに、生まれつき持った遺伝子変異について結果をお聞きになりたい場合でも、あなた自身が遺伝カウンセリングを受診できず、結果を直接聞くことができなくなる可能性があります。このような場合に備え、生まれつき持った遺伝子変異結果をあなたの代わりにお伝えして良いご家族（血縁者、配偶者）又は代理人のお名前、ご連絡先（住所、電話番号など）をご記載下さい。このご記載頂く「生まれつき持った遺伝子変異結果をお伝えしてよいご家族（血縁者、配偶者）または代理人」は試験参加後も随時変更が可能ですので、その際は担当医師にご相談下さい。

（例８）

試料提供者の要望に応じて研究により得られた結果の本人への開示を検討しますが、開示前にその情報の臨床的有用性について十分に説明します。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑭研究により得られた結果等の取扱い】

【生命・医学系指針第１０-１研究により得られた結果等の説明に係る手続等】

【生命・医学系指針第１０-２研究に係る相談実施体制等】

# ２０．データの二次利用について

この研究のために集めたデータを別の研究に利用する場合があります。今はまだ計画・予想されていないものの、将来、非常に重要な検討が必要となるような場合です。

この研究に参加される際に受けられた説明の目的・項目の範囲を超えて、将来データを利用させていただく場合は、当院のホームページ内でお知らせいたします。

（例１）

将来、この研究で得られたデータおよび血液や尿などの検体を別の研究に利用する可能性や他の研究機関に提供する（二次利用）可能性があります。そのような場合も、あなたの実名を出すようなことは一切ありません。あなたの病状や名前などに関する情報を含め、個人情報は厳重に守ります。

二次利用する場合には、改めてその研究計画を臨床研究審査委員会において審査し、データ類の扱いも含め、適切な研究計画であるかどうか評価がなされて、必ず病院長の許可を得て、初めて実施されます。また、二次利用の内容について当院のホームページで情報を公開します。このような確認の過程を経ず、勝手に二次利用されることはありません。

（例２）

研究により得られたデータや検体が他の目的に使用されることはありません。例えば、この研究のためにあなたから提供された血液や尿などの検体は他の目的で使用することはなく、検査を終えた検体は、□□後（例　研究終了後/保管期間が終了した後）にすみやかに廃棄いたします。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑳研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容】

# ２１．知的財産について

この研究によって生じた知的財産権は○○○○に帰属します。研究に参加していただいた患者さんに、この権利が生じることはありません。

# ２２．研究に参加するにあたって、患者さんに守っていただきたいこと

この研究に参加していただいた場合には、治療の有効性や安全性を調べるためにさまざまな診察、検査を行います。正確なデータを得るために、研究が終了するまで担当医師の指示に従って下さい。研究期間中に何か異常を感じた場合には、診察時に遠慮なくおっしゃって下さい。

（例１）

コホート1とコホート2の患者さんは○○□□錠を内服します。動物試験で○○□□は初期胚（卵子が受精した後、細胞分裂を始めたごく初期の段階の個体）の致死および催奇形性（胎児に奇形が起こる危険性）が確認されています。妊娠する可能性のある女性はその危険性を十分に理解し、○○□□錠の服薬期間中および服薬終了後14 日間は性交渉を行わない、またはパートナーと共に経口避妊薬、子宮内装具あるいはペッサリーや殺精子剤などの機械的避妊具を用いて、妊娠することはしないようにしてください。

（例２）

○○□□は精液中へ移行することから、男性はその危険性を十分に理解した上で、○○□□錠の服薬期間中および服薬終了後10日間まで、性交渉を行わないか、性交渉を行う場合、男性は必ずコンドームを着用し、あなたのパートナーが妊娠することは控えてください。また、この期間は妊婦と性交渉を行わないでください。

２３．利益相反

利益相反の意味がわかるように説明文書を入れる等、利益相反の言葉を知らない人にも理解できるような記載をお願いします。利益相反についての一般的な説明（※）のあとに、（例1）～（例６）等を続けて記載して下さい。

(※)

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないか、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われないのではないか（企業に有利な結果しか公表されないのではないか）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。

(注）同意説明文書には、具体的な金額までは記載しないで下さい。

（例１）

研究代表者は本研究に用いる試験薬▲▲を製造販売している株式会社○○から奨学寄付金を受けています。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

（例２）

研究責任医師は、本研究で実施する●●検査を受託する株式会社○○から受託研究契約金を受けています。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

（例３）

本研究に用いる医療機器●●は株式会社△△より無償提供されます。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

（例４）

この研究は、特定の企業からの資金提供を受けておらず、特定の企業の利益を優先させて、あなたの治療方針を変えてしまったり、研究の公正さを損なうことはありません。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑬研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反、及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況】

２４．研究終了後の対応について

（例１）

研究終了後は、通常の保険診療での治療を継続します。

（例２）

研究終了後は、あなたの状態に合った治療を行います。なお、研究の結果が判明し、この（いずれかの（割付の場合））治療が良いと結論された場合には、良い結果が出た治療を継続するかどうかを含め、あなたに最良と思われる方法を提案します。

（例３）

研究終了後は、あなたの状態に合った治療を行います。なお、研究の結果が判明し、この（いずれかの（割付の場合））治療が良いと結論された場合においても、研究で使用した治療は継続することができません。あなたに最良と思われる方法を提案します。

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑱通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応】

# ２５．責任医師または分担医師等の氏名、職名および連絡先

他の研究機関との共同研究の場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を記載して下さい。

 研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者（研究代表者）

（研究グループを代表して、研究の企画・運営等を行う者でこの病院の医師とは限りません。）

 所属・職名

 氏名

注）研究代表者が置かれていない場合は記載しないで下さい。また、連絡先の記載は必ずしも必要ではありません。「研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者（研究代表者）」は、研究責任医師、研究分担医師及び研究協力者として適格な人員を確保し、研究組織を構築する役割を担うことが考えられます。研究組織を代表しますが、「研究対象者」に対する医療行為に直接関わりません。また、該当者がいないことも考えられます。

この研究を担当する医師および連絡先は以下のとおりです。

 研究責任医師（この病院でおこなうこの研究について責任を持つ医師で、患者さんを担当する場合もあります。）

 職名

 氏名

 連絡先

 研究分担医師（責任医師に従い、患者さんを担当する医師）

 職名

 氏名

 連絡先

この研究に関して、研究対象者に支援を行う者を研究分担者とします。一般的には医師でないことが多く、指名されていないこともあります。研究分担者を指名しない場合には削除して下さい。

 研究分担者（この研究に関して支援業務を行う者）

 職名

 氏名

 連絡先

多施設共同研究として実施する場合にあっては、研究代表医師の氏名及び職名並びに他の実施医療機関の名称並びに当該実施医療機関の研究責任医師の氏名及び職名を含む。

本研究に参加している他の施設の研究責任医師等

研究代表医師

 医療機関名

 職名

 氏名

研究責任医師

 医療機関名

 職名

 氏名

 医療機関名

 職名

 氏名

 医療機関名

 職名

 氏名

 医療機関名

 職名

 氏名

【生命・医学系指針第８-５説明事項：②研究機関の名称及び研究責任者の氏名（多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。）】

２６．患者さんの権利に関する情報についてお聞きになりたい場合や健康被害が生じたときの相談窓口

あなたがこの研究およびあなたの権利に関してさらに情報が欲しい場合、またはあなたに健康被害が発生した場合に、あなたが連絡をとる病院の担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

 職名

 氏名

 連絡先

上記の窓口では、問合せ・苦情等の他、次の事柄について受け付けています。

（１）研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法　　※他の患者さんの個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。

（２）患者さんの個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）

（３）患者さんの個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明

（４）患者さんから提供された試料・情報の利用に関する通知

① 試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法も含まれます。）

② 利用し、または提供する試料・情報の項目

③ 利用する者の範囲

④ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称

⑤ 患者さんまたはその代理人の求めに応じて、患者さんが識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑮研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応（遺伝カウンセリングを含む。）】

【生命・医学系指針第８-５説明事項：⑩研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法】

【生命・医学系指針第８-６ 研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項】

同　意　書

群馬大学医学部附属病院

研究責任医師

○○○科　○○　○○　殿

臨床研究課題名：「○○○」　　＊「○○○」には、研究課題名をそのまま記載して下さい。

＊内容に応じて不必要なものは削除して下さい。

1. 臨床研究について
2. この研究の目的および意義
3. この研究の方法
4. この研究への参加予定期間
5. 研究に参加する予定の被験者数
6. 予想される臨床上の利益および不利益について
7. 他の治療法について
8. この研究に関連した健康被害が発生した場合
9. 自由意思による参加について
10. 同意撤回の自由について
11. 参加継続に影響を与えうる情報が得られた場合
12. 参加を中止していただく場合の条件について
13. 参加した患者さんのプライバシー保護について
14. 研究に関する情報公開の方法
15. 患者さんに費用負担がある場合はその内容
16. 患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容
17. この研究にかかる費用の拠出元
18. 試料・情報の保管及び廃棄の方法
19. 研究により得られた結果等の取扱い
20. データの二次利用について
21. 知的財産について
22. 患者さんに守っていただきたいこと
23. 利益相反
24. 研究終了後の対応について
25. 責任医師または分担医師の氏名・職名・連絡先
26. 相談窓口

【患者さんの署名欄】

私はこの研究に参加するにあたり、以上の内容について十分な説明を受けました。研究の内容を理解いたしましたので、この研究に参加することについて同意します。また、説明文書と本同意書の写しを受け取ります。

同意日：　　　　年　　　月　　　日

患者さん氏名（自署）

【代諾者の署名欄】＊代諾者ありの場合は欄を設けて下さい（ない場合は削除して下さい）。

私は　　　　　　　　　　　　　さんが、この研究に参加するにあたり、以上の内容について十分な説明を受けました。研究の内容を理解いたしましたので、この研究に参加することについて同意します。また、説明文書と本同意書の写しを受け取ります。

同意日：　　　　年　　　月　　　日

代諾者氏名（自署） 　　　　　　　　　　　　　　　　　続柄

【研究責任医師又は分担医師の署名欄】

私は、上記の患者さんおよび患者さんの代諾者に本研究について十分に説明しました。

説明日：　　　　年　　　月　　　日

説明者氏名（自署）